

浜松市障害福祉サービス事業者等指導要綱

第1 目的

(1) この要綱は、市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 10 条第 1 項の規定による自立支援給付対象サービス等(自立支援医療並びに補装具の販売及び修理を除く。以下同じ。)を行う者若しくはこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者(以下「自立支援給付対象サービス等実施者等」という。)に対して行う自立支援給付に関する文書の提出等、自立支援給付に関して必要があると認めるときに、自立支援給付対象サービス等を行った者若しくはこれらを使用した者に対し、その行った自立支援給付対象サービス等に関し、法第 11 条第 2 項の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付の適正化を図ることを目的とする。

(2) この要綱は、市長が児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。)第 21 条の 5 の 22 第 1 項に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害者通所支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者(以下「指定障害児通所支援事業者等」という。)、法第 24 条の 15 第 1 項に規定する指定障害児入所施設の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者若しくはこれらの者であった者(以下「指定障害児入所施設設置者等」という。)又は第 24 条の 34 第 1 項に規定する指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者(以下「指定障害児相談支援事業者等」という。)(以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。)の行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等(以下「障害児支援給付費等」という。)にかかる指定障害児通所支援、指定入所支援又は指定障害児相談支援(以下「指定障害児通所支援等」という。)の内容に関する指導に関し、児童福祉法第 24 条の 15、第 57 条の 3 の 2 若しくは第 57 条の 3 の 3 の規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導方針

指導は、自立支援給付対象サービス等実施者等、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者(以下「指定障害福祉サービス事業者等」という。)、指定障害者支援施設等の設置者若しくは当該指定に係る施設等の従業者であった者(以下「指定障害者支援施設等設置者等」という。)、指定一般相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者(以下「指定一般相談支援事業者等」という。)、指定特定相談支援事業者若しくは当該指定に係る相談支援事業所の従業者であった者(以下「指定特定相談支援事業者等」という。)、指定障害児通所支援事業者であった者等又は指定障害児入所施設等設置者等若しくは指定障害児相談支援事業者であった者等(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)に対し、次の各号に定める自立支援給付対象サービス等並びに障害児通所支援等の取扱い並びに自立支援給付等に係る費用の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

- (1) 浜松市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成25年3月22日浜松市条例第34号)
- (2) 浜松市児童福祉法施行条例(平成24年3月23日浜松市条例第40号)

- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）
- (5) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）
- (7) 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）
- (8) 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）
- (10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）
- (11) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）
- (12) 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成18年厚生労働省告示第539号、平成24年厚生労働省告示第128号）

第3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

1 集団指導

集団指導は、障害福祉サービス事業者等に対して、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

2 運営指導

運営指導は、障害福祉サービス事業者等の事業所において、原則、実地に行う。

第4 指導対象の選定

指導は全ての障害福祉サービス事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

1 集団指導

- (1) 新たに自立支援給付対象サービス等又は障害児通所支援等を開始した障害福祉サービス事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。
- (2) 運営指導の対象外とされた障害福祉サービス事業者等のうち、自立支援給付

対象サービス等又は障害児通所支援等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

- (3) その他特に必要と認めた障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

2 運営指導

- (1) 前年度において、集団指導の対象となった障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

- (2) その他特に必要と認めた障害福祉サービス事業者等を対象に実施する。

第5 指導方法等

1 集団指導

(1) 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

(2) 指導方法

集団指導は、自立支援給付対象サービス等又は障害児通所支援等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

2 運営指導

(1) 指導通知

指導対象となる障害福祉サービス事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該障害福祉サービス事業者等に通知する。

ア 運営指導の根拠規程及び目的

イ 運営指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

(2) 指導方法

運営指導は、別に定める「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

(3) 指導結果の通知等

運営指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

(4) 改善報告書の提出

当該障害福祉サービス事業者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告書の提出を求めるものとする。

第6 運営指導後の措置

- (1) 運営指導の結果、文書による軽易な指導はあるが、概ね適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。

- (2) 運営指導の結果、文書で指摘した事項に係る改善報告書の内容について、改善状況の確認を行う必要がある場合は、翌年度に運営指導を行う。

(3) 監査への変更

運営指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「浜松市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に定めるところにより監査を行うことができる。

ア 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

イ 自立支援給付に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

なお、運営指導の結果、「浜松市指定障害福祉サービス事業者等監査要綱」に定める選定基準に該当すると判断した場合には、後日、速やかに監査を行う。

第7 その他

指導を実施した場合は、児童相談所及び各区の援護の実施者に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、できる限り利用者保護の観点から開示を行う。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 7 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 28 日から施行する。